

新・生存権裁判金沢訴訟（生活保護基準引き下げ違憲訴訟）に対する

公正な審理を求める要請署名にご協力をお願いします

私たちは、2013年8月から実施された生活保護基準引き下げについて、極めて不当なものであり、憲法25条に違反するとして提訴し、闘ってきた4名の原告を8年間支援してきました。

裁判は、2021年6月7日に結審し、いよいよ2021年11月25日に判決を迎えることになりました。

この裁判は、全国29カ所で約1000人の原告が闘っています。この間、名古屋・大阪・北海道・福岡で一審の判決が出され、大阪では勝訴判決を勝ち取りましたが、その他の地裁では敗訴。現在高裁に闘いの場が引き継がれています。

この引き下げは、自民党が公約にかかげていた「生活保護費10%削減」を実行するために、厚生労働省が恣意的に「物価が下がった」という数字を示し、それを根拠に行われたものであり、断じて許されるものではありません。

この裁判では、憲法25条で保障される「健康で文化的な生活」についても問うています。原告側は、「ビールを少々飲むこと、本を買うこと、趣味の魚釣りをすること」について、「食費を削らないとできない」として、健康で文化的な生活を保障した水準になっていないと訴えてきました。それに対し被告代理人は「生活保護受給者なのだから」という前提に立った人間の尊厳、人格を否定するような尋問を繰り返しました。

私たちはこのような人権侵害を許さず、大阪に次ぐ勝訴判決を金沢で是非勝ち取るために、多くの皆さんの声を味方につける必要があると考えています。

そのためにも、この署名へのご協力をよろしくお願いいたします。

**第一次締め切り：2021年9月末**

**第二次締め切り：2021年10月末**

**署名集約先：人権を主張する石川の会（JSK）**

**石川県金沢市京町24-14 石川民医連気付 TEL：076-253-1458**

2021年8月  
人権を主張する石川の会